

## 6. 確認済証は大切に

建築確認申請書が提出され、建築主事または指定確認検査機関により確認されますと「確認済証」が交付されます。

確認済証と申請書類一式は工事完了後も必要となる場合があります。工事完了後も大切に保管しておきましょう。

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）

建築基準法第6条第1項の規定による  
確認済証

第 号  
年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様  
建築主事 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
4. 適合判定通知書の番号
5. 適合判定通知書の交付年月日
6. 適合判定通知書の交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

（見本：一部実際と異なる部分があります。）

●建築物省エネ措置の届出書について

(1) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」(改正建築物省エネ法) が 2019 年 5 月に成立・公布されました。

これに基づき、

- ①中規模の非住宅建築物の適合義務制度の対象への追加
- ②届出義務制度合理化による大規模・中規模の住宅に係る監督体制の強化
- ③注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加
- ④小規模の住宅・非住宅建築物における建築士から建築主への説明義務制度の創設
- ⑤複数建築物連携型プロジェクトの容積率特例制度の対象への追加

等の措置を総合的に講じることとしています。

これらの法改正事項のうち、②、③及び⑤については 2019 年 11 月 16 日に施行され、①及び④については、2021 年 4 月の施行を予定しています。

	建築物	住宅
大規模 (2,000㎡以上)	①適合義務制度の対象を拡大 (中規模建築物を新たに追加)	②届出義務制度の審査手続き合理化
中規模 (300㎡以上2,000㎡未満)		
小規模 (300㎡未満)	④建築士から建築主への説明義務制度の創設	
住宅トップランナー制度	—	③住宅トップランナー制度の対象を拡大 (注文住宅・賃貸アパートを新たに追加)

(2) 適合義務制度の概要

- ① 300 ㎡以上の非住宅建築物の新築等において、省エネ基準への適合を義務化。
- ②建築主は、登録省エネ判定機関等の省エネ適合性判定(省エネ適判)を受け、交付される適合判定通知書を建築確認時に提出することが必要(同通知書の提出がないと、確認済証が発行されません。)
- ③完了検査時においても、省エネ基準への適合性の検査が行われる(省エネ建材・設備を含め、設計図書等のとおり工事が実施されていないと、検査済証が発行されません。)

◆詳しくは→建築課審査担当(設備)